

## 生駒市ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市広告掲載要綱（平成20年10月10日施行。以下「要綱」という。）に基づき、生駒市ホームページ（生駒市が管理・運営するホームページをいう。以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主が指定するホームページに移動するものをいう。）とする。

2 市ホームページに広告を掲載できる者、広告の内容等は、要綱及び生駒市広告掲載基準（平成20年10月10日施行。以下「掲載基準」という。）に定めるところによる。

(広告の規格)

第3条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60ピクセル
- (2) 横 150ピクセル
- (3) 50キロバイト以内
- (4) GIF（アニメーションGIFを除く。）又はJPG形式

2 広告画像には、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などの操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマーク（警告表示）を模した表現
- (3) ラジオボタン、プルダウンメニュー（選択肢の表示）を模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現

(5) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の規程に配慮しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め認めない。

(広告の掲載位置、順序及び枠数)

第4条 広告の掲載位置、順序及び枠数は、本市が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とする。ただし複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、複数月の掲載を妨げない。

2 広告掲載の開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として月の初日とする。

3 広告掲載の終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として翌月の初日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、本市が別に定める。

(広告の掲載申込等)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、市が広告の取扱業務を委託した事業者（以下「広告取扱業者」という。）に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた広告取扱業者は、要綱、掲載基準及びこの要

領（以下「要綱等」という。）の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、相当と認める場合は、掲載する広告の原稿案（電子データ）及び資料等を広告掲載予定月の前月の10日（休日等に当たる場合は、直前の休日等でない日とする。）までに提出し、市の承認を受けなければならない。

3 市は、前項の規定により提出を受けた広告の原稿案について、要綱等の規定に基づく審査を行うものとし、広告主、広告の内容等が要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告の内容の修正等を求めることができる。

4 広告取扱業者は、前項の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出等）

第7条 広告取扱業者は、広告の原稿を市が指示する方法により、その指定する期日までに提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、広告取扱業者の負担とする。

3 広告取扱業者は、あらかじめ市の承認を得て、既に掲載している広告を変更することができる。

（広告掲載料）

第8条 広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料は、広告主と広告取扱業者との契約において、取り決めるものとする。

（広告掲載の中止）

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を行わず、又は既に掲載している広告について、広告主及び広告取扱業者への催告等を行わずに中止することができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき又は広告内容の

修正等の求めに応じないとき。

- (2) 広告主が指定するホームページが事前連絡なく閉鎖されたとき。
- (3) 広告主及び広告内容が要綱等又はこの要領に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告の掲載をする必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が広告取扱業者を通じ、掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) 広告主又は広告取扱業者の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。
- (7) その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により掲載を中止した場合において、市は、広告取扱事業者が市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主及び広告取扱事業者に対して賠償の責任を負わない。

(施行の細目)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。